

令和8年度特別養護老人ホームにおける医療的ケア対応促進事業補助金交付要綱

7 福祉高施第2262号
令和8年3月23日

1 通則

特別養護老人ホームにおける医療的ケア対応促進事業補助金（以下「補助金」という。）は、特別養護老人ホームにおける医療的ケア対応促進事業実施要綱（令和8年3月23日付8福祉高施第2261号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業に係る経費の一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 目的

この補助金は、実施要綱の4に定める対象施設において、医療的ケアが必要な要介護者の受入体制整備や受入実績に応じた支援等を行うことにより、医療的ケアへの対応促進を図ることを目的とする。

3 補助対象事業

この補助金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 医療的ケアが必要な要介護者の受入れにかかる医療対応体制整備
- (2) 医療的ケアが必要な要介護者の新規受入れ
- (3) 医療的ケアに対応する看護職員及び介護職員のスキル向上

4 暴力団等の排除

次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

5 補助金交付額

この補助金の交付額は、3に定める補助対象事業に係る次の額とする。

- (1) 別表1の第1欄に定める取組について、第3欄に定める補助対象経費の実支出額の合計から寄附金その他収入額（社会福祉法人にあっては、寄附金収入額を除く。）を控除した額と、第2欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
- (2) 別表2の第1欄に定める取組について、第2欄に定める額を交付額とする。

6 交付申請

補助金の交付申請は、3に定める補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が、交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、別に定める期日までに東京都知事（以下「知事」という。）に提出して行うものとする。

7 変更交付申請

この補助金の交付申請内容を変更しようとする補助事業者は、別に定める期日までに補助金変更交付申請書（別記第2号様式）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

8 交付決定

知事は、6に定める交付申請又は7に定める変更交付申請のあった事業について内容を審査し、適当と認める場合は、11に定める条件を付して補助金の交付を決定し、補助事業者に通知する。

9 交付方法

この補助金は、8で決定した額を、10に定める請求を受けて概算で交付する。

10 請求

補助事業者は、交付決定を受けた補助金を請求するときは、請求書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

11 補助条件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

(1) 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、補助事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(2) 承認事項

次のアからウまでのいずれかに該当するときは、補助事業者はあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア又はイに掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

ア 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業の遂行命令

ア (3)による報告、地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

イ 補助事業者が、アの命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

(5) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに、事業実績報告書（別記第4号様式）に、必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

(6) 補助金の額の確定

知事は、(5)の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(7) 是正のための措置

ア 知事は、(6)の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に命じることがある。

イ (5)の実績報告は、アの命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(8) 決定の取消し

ア 知事は、補助事業者が次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（ア） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（イ） 補助金を他の用途に使用したとき。

（ウ） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

（エ） 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等について、(12) に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保権を設定する等を行ったため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。

（オ） 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

イ アの規定は、(6) により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(9) 補助金の返還

ア 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

イ (6) より交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(10) 違約加算金及び延滞金

ア 補助事業者は、(8) により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(11) 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(12) 財産処分の制限

補助事業等により取得し、又は効用を増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(13) 財産処分等に伴う収入の納付

補助事業者が知事の承認を受けて(12)の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

(14) 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

(15) 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

(16) 帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出につい

て証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(17) 寄附金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(18) 事業実施のための契約手続

補助事業者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、原則として東京都が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(19) その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させることがある。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表 1)

1 取組		2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
基準を超えた看護職員の配置				
概ね週 7 日 2 4 時間勤務する看護職員の配置	1 施設当たり 11,789 千円	第 1 欄の配置にかかる人件費の合計額 ・基本給 ・期末・勤勉手当 ・諸手当 ・臨時雇賃金 ・法定福利費 ・福利厚生費 ・旅費交通費	2 分の 1	
概ね週 7 日 1 2 時間以上勤務する看護職員の配置	1 施設当たり 5,894 千円			
基準を超えた医師の配置				
勤務時間が常勤換算方法で 0.5 を満たす医師（非常勤を含む）の配置	1 施設当たり 5,061 千円			
医師・看護職員が施設内に不在の時間帯の間、常時、オンコール体制を構築		1 施設当たり 1,200 千円	・委託料 ・臨時雇賃金 ・負担金 ・役務費	

(別表 2)

1 取組	2 補助額
医療的ケアが必要な要介護者の新規受入れ (※ 1)	1 人当たり 100 千円
看護職員・介護職員の医療的ケアのスキル向上のための研修参加 (※ 2)	1 人当たり 150 千円

※ 1 令和 8 年 4 月 1 日以降、施設入所中に新たに医療的ケアが必要となった場合を含む。

※ 2 看護職員及び登録特定行為事業者登録施設における認定特定行為業務従事者に限る。ただし、当面の間、登録特定行為事業者として登録されていない施設における認定特定行為業務従事者も対象とする。また、講師の派遣を受け、自施設で実習等を行う場合を含む。